

ご確認ください(入所申込の重要項目)

松江市保育所幼稚園課認定入所係 (0852-55-5312)

※入所希望日時点の状況で申込をしてください。

R7.10版

※きょうだい同時に入所申込をする場合は、こどもごとに必要な月の申込手続きをしてください。

※現年度2月と新年度4月入所(1次募集)を併願する場合は、それぞれの年度の申込手続きをしてください。



令和7年度2・3月入所と令和8年度4月入所の併願

	令和7年度 2 月入所	令和7年度 3 月入所	令和8年度 4 月入所
申込締切日	令和8年 1 月6日(火) (窓口・オンライン同日)	令和8年 2 月5日(木) (窓口・オンライン同日)	窓口:令和7年12月19日(金) オンライン:令和8年 1 月 9日(金)
結果通知日	令和8年 1 月16日(金)頃	令和8年 2 月16日(月)頃	令和8年 2 月4日(水)頃
申込締切日(4月2次)	—	—	令和8年 3 月10日(火)
結果通知日(4月2次)	—	—	令和8年 3 月17日(火)頃
入所日	令和8年 2 月 1 日(日)	令和8年 3 月 1 日(日)	令和8年 4 月 1 日(水)

例)令和7年度入所と令和8年度入所を併願する場合

A保育所に行きたいが、2・3月はAに入所可能枠がないため、枠のあるB・C保育所を含めて
第3希望まで入所を希望し、4月入所でも同じ園を第3希望まで入所を希望

4 月入所 2・3月入所	A保育所で決定 (第1希望)	C保育所で決定 (第3希望)	不承諾
A保育所で決定 (第1希望)	1 2・3月～ A 保育所に入所 (4月以降も A を継続利用)	3 2・3月 A 保育所に入所 4月～ C 保育所に転園	2・3月～ A 保育所 (4月以降も継続利用)
B保育所で決定 (第2希望)	2 2・3月 B 保育所に入所 4月～ A 保育所に転園	4 2・3月 B 保育所に入所 4月～ C 保育所に転園	2・3月～ B 保育所 (4月以降も継続利用)
不承諾	4月～ A 保育所に入所	4月～ C 保育所に入所	5 不承諾 (4月2次募集で入所調整)

1 2・3月と4月が同じ園に決定した場合は、継続入所となるため4月入所に伴う各種手続きはありません。

2 3 4 2・3月と4月が別園に決定した場合に、4月入所を辞退しても2・3月に入所した園は3月末で退園となり、4月以降の利用はできません。3月と4月が別園に決定し3月入所を辞退し4月から入所を希望する場合は、**3月入所の『辞退届⑭』を2月20日(金)までに提出**してください。

5 2月と4月(1次)が不承諾の場合は、3月と4月(2次)の審査を自動的に行います。希望しない場合は、**『取下届⑧』を申込締切日まで**に提出してください。

4月入所(1次募集)の結果によって3月入所を希望しない場合は、**2月4日(水)にデジタル通知で結果を確認**し、3月入所申込の『取下届⑧』を提出してください。

※『取下届⑧』、『辞退届⑭』はスマート申請でもできます。(『辞退届⑭』を提出する場合は、事前に決定施設と本庁へ連絡をしてください。)



2 妊娠・出産を理由に入所申込をする場合

※現在、妊娠中の方は
必ずご確認ください。

「妊娠・出産」認定期間とは、『出産予定日の前8週(多胎児は14週)が属する月の初日』から、『出産日(出産予定日で認定した場合、出産予定日)から起算して8週を経過する日の翌日が属する月の末日』まで

入所希望日が「妊娠・出産」認定期間に属している場合は、期間限定の入所になります。

※保護者が妊娠している場合、出産予定日(出産日)の前後8週にあたる日が属する月は、就労をしている場合でも「妊娠・出産」の認定となります。

※上記の期間後も保育所等の継続利用を希望する場合は、「育児休業中の継続利用」以外の認定のみ可能です。
ただし、別途手続きが必要になります。



3 育児休業から復帰予定で入所申込をする場合



- ・育児休業から復帰予定で入所を希望する場合、育児休業取得中の職場に復帰していただくことが条件です。
- ・申請児童の入所月または入所翌月に必ず復職してください。(転園の場合は入所月に復帰してください。)
- ・申込時点で育児休業から復帰せず、離職が確定しているまたは予定している場合は、「就労」を理由に申し込むことはできません。

※現在、「育児休業中の継続利用」で保育所等を利用している兄弟姉については、育児休業中に離職する場合、途切れることなく「求職活動」以外の保育必要事由で認定できるときに限り、入所を継続できます。

※入所決定後に育児休業から復帰しないことになった場合、早急に保育所幼稚園課に報告してください。

※育児休業終了後に短時間勤務制度などの利用を検討中の方は、利用の有無を決定した上で就労証明書を作成してください。

※育児休業復帰予定の方は、入所後に復職証明書の提出が必須です。提出がない場合は退所となります。



4 入所後に入所申込時と状況が変更する場合

- ・入所決定後に申込書類の内容から変更等があることがわかった場合は、調整指数が違うため入所決定を取り消す場合があります。至急、保育所幼稚園課認定入所係へ連絡してください。
- ・変更後の調整指数で利用調整した結果、不承諾の申込者が、本来であれば入所でできていた場合、入所決定を取り消し、判明した月の月末で退所していただきます。
- ・保育所等への入所をご希望の場合は、改めて入所を申し込んでください。
- ・入所決定の取り消しの時期によっては、翌月、家庭保育していただくこととなります。

(例1) 育児休業復帰予定で申込みをしたが、入所後に復帰せずに退職した(する)ことが判明した。

(例2) 申込に就労を証明された職場から転職しており、勤務時間が減っていることが判明した。

(例3) 就労で申込みをしたが離職しており、求職活動をしていることが判明した。等



5 デジタル通知・スマート申請(オンライン)

※詳細は入所のてびき
P23・24をご確認ください。

- ・入所申込の結果通知を受け取るためには、デジタル通知サービスの登録が必要です。
- ・入所申込手続きについては、スマート申請(オンライン)をご利用ください。



デジタル通知の
登録はここから



例月入所申込
及び 申込変更
スマート申請 ⇒



令和8年4月
入所申込専用
スマート申請 ⇒

